

壮警町議会決算審査特別委員会会議録

令和7年9月11日（木曜日）

○付託議件 議案第43号 令和6年度壮警町各会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（8名） 議長は職務のため出席

委員長	佐藤 忞 君	委員	毛利 爾 君
副委員長	湯浅 祥治 君	〃	菊地 敏法 君
委員	山本 勲 君	〃	真鍋 盛男 君
〃	加藤 正志 君	議長	森 太郎 君
〃	長内 伸一 君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	澤 井 智 明 君
企画財政課参事	蛭 名 雄 一 君
住民福祉課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課参事	大 内 宏 二 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	山 崎 清 輝 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小 林 一 也 君

◎開議の宣告

○佐藤委員長 これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○佐藤委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において長内伸一委員、毛利爾委員を指名いたします。

◎議案第43号

○佐藤委員長 議案第43号 令和6年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を受けます。まず、一般会計歳入全体について。

○真鍋委員 歳入について、たばこ税について伺います。

最近新聞報道等でたばこ税の地方自治体が受け取れる上限というのが決められていて、返還しなければいけない自治体が北海道でたしか2つぐらいあった報道があったと思うのですが、我が町では大体ずっと平均して2,000万ぐらいたばこ税入っているのですけれども、当町のそのたばこ税を受け取れる上限というのは幾らくらいになるのでしょうか。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

ただいまご質問にありましたたばこ税の当町における上限ということでのご質問ですけれども、これに関して上限については今把握は実はしておりませんので、これについては確認をして後ほど答弁させていただきたいと思えます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、歳出について。事項別明細書、ページごとに伺います。21ページから。議会費です。

○森議長 総務費の総務管理費、一般管理費、職員研修事業のハラスメント研修委託料について伺いたいと思います。

研修の対象者と内容についてまず伺いたします。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

対象につきましては、令和6年度につきましては管理職、内容につきましてはハラスメント行為に関する正しい知識と、あと管理職に求められる対応、あと管理職の在り方、部下との関わり方、指導法について学びました。

以上でございます。

○森議長 6年度では管理職対象に行っているということなのですが、これ一般職についての実施というのは必要なかったのかどうかお伺いいたします。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

担当のほうの計画として、その前年度の令和5年につきましては管理職、一般職等もやりまして、令和6年度管理職のみということにして、本年度、令和7年度においてまた同じく今森議長からお話があったように一般職についても研修のほうをする予定でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、22ページ。

○長内委員 文書広報費の自治会業務について参考までにお伺いしたいと思います。

近年全国的な、特に都市部が多いのかなと思うのですが、自治会への入会という部分が入会しないという意思表示をされるご家庭等も多くなっていたり、また役員の成り手がいないというような自治会も全国的に増えておるといようなことを新聞報道等でお聞きをしましたけれども、実態として壮警町、役員の成り手がいないというのは多分クリアされているのかなと思いますが、自治会に入らないという世帯というのはどのような現状なののでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

自治会へ加入している世帯の状況ということでございますけれども、一応自治会につきましては壮警町の自治会全てで32自治会ございますけれども、そのうち何世帯が入っていて、何世帯が入っていないというのは、すみません、手元に資料がないので、後刻答弁ということをお願いしたいと思います。

○長内委員 把握していないということなのでしょうけれども、傾向として全国的にはそういう傾向で、当町としてもあまり多くはないのかもしれませんが、そういう世帯があるやに感じるわけですけれども、この辺行政としては対応は例えば調査するとか、できるだけ自治会に入って自治会業務にも協力をしていただくような手段だとか、そういうのを取る必要はないという形で把握されていないのか。

それと、町の広報も含めていろんなお知らせや広報等は自治会を通して配布されるケースが多いと思うわけですが、自治会に入られていない世帯は町が直接届けるか郵送で送るという手段を取られているというふうに認識してよろしいでしょうか。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

広報の配布につきましては、自治会長さんをお願いしまして各班に配布しているところでございますけれども、自治会に加入していない方につきましてはそのようなことには至っていないというふうに把握はしておりますけれども、各町有施設ですが、

所要な施設にも広報を配っておりますし、役場窓口でも配布しているという状況でございますので、そのような形で入手していただいているものと認識しております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、23 ページ。

○毛利委員 公共施設管理事業のことでお伺いしますが、昨年度パークゴルフ場のコース、またはグリーン場が大変荒れていたのですが、去年の暮れでも、今年になってもそこら辺の対処したかどうかちょっとお聞きします。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

パークゴルフ場につきまして、昨年度も各議員様からそういうお話もありまして、実際いろいろと整備のほういたしまして、今回令和7年度になりまして指定管理者のほうでまたそちらのほうの人員を増やしている関係がありますので、再度そちらのほうは徹底してグリーンのほうをきれいにするような形で進めております。

以上でございます。

○毛利委員 もう一つ、ゆーあいの家のことでお聞きしたいのですが、春先にチケットが使えるのか、使えないかというちょっと困惑したような状態があったのですけれども、そこら辺の対処はどうなったでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

今ご質問がありましたチケットにつきましては、春先指定管理者と調整いたしまして、使えるような形で調整しているような形になっております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、24 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、25 ページ。

○山本委員 定住促進・まちづくり推進事業でお聞きしますが、移住体験ハウスの利用実績と、あと使ってもらっていたのだったら、さっき移住につながったかとかをお伺いします。

○企画財政課参事 ご答弁申し上げます。

移住体験ハウスの利用なのですが、令和6年度につきましては3組7名にご利用いただいております。令和7年度につきましても3組利用していただきまして、現在も1組利用中ということで、そのほかにも2組今受け付けているところであります。実際に移住につながったかというところなのですけれども、移住には残念ながらつながってはいないのですが、壮瞥町をいろいろ回っていただいたりとかもしておりますの

で、PRをして何とか移住につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○加藤委員 私は、企画費のジオパーク推進経費についてお伺いしたいと思います。

令和6年度の活用内容と、また令和7年度のこれまでの活動状況についてまず伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ジオパークの令和6年度の事業につきましては、一般の会議の参加のほかにジオパークの普及活動事業ということでガイド活動とか、あと住民と行う保全活動、あとジオツーリズムの関連のアドベンチャーツアー等をやっております。令和7年度につきましても引き続きその事業を推進していくような形で今考えております。

以上でございます。

○加藤委員 このジオパーク推進経費という中では、これ1市3町で組織された組合というか、そういう部分でないかと思うのですけれども、この経費全体で大体1,300万くらいかなというふうに私は計算上、間違っているかもしれませんけれども、大体そのぐらいでないかと思っております。

それで、事業評価と課題、問題点があれば、それぞれの自治体で話し合いがなされて、聞いている中であればお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

1市3町で担当の課長会議等もございまして、そちらの中でも今全国的にもジオパークがいろんなまちでもありますので、人員の問題とかもありますけれども、ほかのまち、ほかのジオパークを参考にしたい取組を導入するということをやってみようという話をよくその会議の中では話しています。その上で、たくさん人が来ていただくための観光資源として使っているジオパークですので、そちらにたくさん人が集まるような形を持っていけるような形で各まちのほうでは議論をしているような状況でございます。

○加藤委員 改めて確認なのですが、大きなくくりで今答弁ありましたけれども、それぞれの自治体の取り組んだ評価とか問題点等は何かそういう組織の中で話し合われて解決策に導いていったような経緯はなかったのかという部分で、今後の目標という部分についてどのような方向性で進んでいかれるのか、そういったものが検討されているのであればお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

評価的な部分いいますと、現在の状況が本当に、大きなばらつきとした形でご説明したのですが、観光資源という部分で、また有珠山の周辺、今立入り規制ができないようなところも入れないかという話が以前からありまして、そちらのほうもそういう試験とかを取りながら、パートナーとかを準備しながら案内する方々をきちんと養成をして、そちらの方々が案内できるような仕組みを持って、なお一層のお客さんの来

客を多く進めるということで、そういう話をよく各会議の中では話しております。

以上でございます。

○湯浅委員 私のほうからふるさと納税の事業についてのお伺いしたいのですけれども、返礼品についてお話も聞いたことがありますけれども、たしかお米とか、メロンとか、それについてどのような返礼品の順位になっているのか、その辺についてまずお伺いします。

○企画財政課参事 ご答弁申し上げます。

令和6年度の実績ですが、返礼品の順位なのですけれども、一番多かったのはお米になります。2番目がトウモロコシ、3番目が宿泊券、4番目がメロン、5番目がリンゴの順で返礼品が多い順となっております。

○湯浅委員 お米が一番ということでございますけれども、最近の令和の米騒動でもお米がたしか昨年から足りなくなっているという話も聞いておりましたけれども、その辺の対応は間に合ったのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○企画財政課参事 ご答弁申し上げます。

昨年はお米については間に合っておりまして、今年の5月ぐらいまではお米の申込みを受けていたという状況であります。今年につきましてもお米については需要が高いのではないかなというふうに見込んでいますので、各事業者さんをお願いをして在庫を確保するように努めているところでございます。

○山本委員 私もふるさと納税なのですけれども、いろいろ資料を見せてもらいました。ふるさと納税を町内から町外にできる人の数とかってもし分かれば教えてほしいです。

それと、返礼品のパンフレットとかも見させてもらったのですけれども、壮警で体験できるような返礼品とかっていろいろあると思うのですけれども、そういうのも可能なのかどうか教えてください。

○企画財政課参事 ご答弁申し上げます。

1点目の壮警町からほかのまちにふるさと納税をするその現数というか、している数については、すみません、後でご答弁させていただきます。

2点目の体験型のふるさと納税ということでございますが、体験型のふるさと納税というのは返礼品に登録することができまして、実は壮警町でももう既に2つの事業者さん登録していただきまして、体験型を施設入場なのですけれども、返礼品としてご用意しております。以前から壮警町の強みを生かした返礼品等々というご意見をいただいております。担当課でも協議して考えたところなのですけれども、今年度もその体験型の事業については1社事業者を追加しまして返礼品に加えているところであります。今後も様々な資源を有効に活用した返礼品というのを増やして行って、もっともっと壮警町をPRしていきたいなというふうを考えているところです。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

1点目の壮瞥町の方からほかの自治体へのふるさと納税の寄附があった件数等についてですが、令和6年度につきましては59名の方が他の自治体のほうへ寄附を行っております。

金額なのですけれども、人数が59名、こちらで把握しております数字的なものとしまして、ふるさと納税控除額、その後納税を行ったことによって住民税にどのような控除の効果があるかというところで、住民税全体で、6年度は町民税全体で8,982万7,000円課税されていたところ、この59名の方のふるさと納税控除額で147万7,000円、総体的には1.64%の控除額の効果があったというところで把握をしております。

以上です。

○長内委員 企画費の地域公共交通対策事業の委託料に関わってお伺いしたいと思います。

資料も見せていただきましたが、これは令和6年度は3回、9月30日、10月28日、11月8日に公共交通利用促進セミナーという形でコンサルに委託してセミナーを行っていると思うのですが、その開催場所が山美湖、参加者10名、仲洞爺、参加者12名、蟠溪、参加者12名、計34名ということで写真もちょっと載っております、それ見せてもらったのですが、セミナーという名前だったものですから、私は町民にオープンにして関心がある人に来てもらって、それでわざわざその3か所で、山美湖と仲洞爺と蟠溪という地域を選んでセミナーを開いたのかなと感じていたのですが、参加者の人数ですとか、写真に載っている顔ぶれを見ますと何か特定の方が参加されているように見受けられますが、実態としてはどのようなセミナーを開催されたのかということをお伺いしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

令和6年度の公共交通利用促進セミナーにつきましては、委員おっしゃられるとおり町内施設3か所で実施しております。こちらにつきましては、こういうセミナー開催に当たって人を改めて参集するというよりは、既定の方々が集まるような会の中でこういうセミナーを開催したほうが広く住民にも利用者にも伝わるのかなという趣旨で、社会福祉協議会でやっているあっぷるひろば、その場の中でセミナーを開催させていただいているというのが現状でございます。

セミナーの概要につきましては、本町のその中を運行する公共交通機関ということでコミュニティータクシー、路線バスがございますけれども、そういう公共交通機関を利用したことがないですとか、利用方法が分からない、知らない、分かりづらいといった町民の声も多く聞かれるということで、特に高齢者につきましては運転免許の返納後の公共機関の利用というのが移動手段としては重要になってくるというところがございます、そういう趣旨で公共交通の利用促進のためのセミナーを開催しているというところでございます。

令和6年度につきましては、コミュニティータクシーを題材としたセミナーを開催しておりまして、これも委託業務でやっておりまして、公共交通に関する専門家の講師をお招きいたしまして、セミナー後の意見交換だとか質疑応答を行ったというところでございます。

今回のセミナー、コミュニティータクシーを中心にということで、コミュニティータクシーの使い方が分からないとか、時刻表も見づらいたかということもありましたので、まず時刻表を見直して分かりやすくするというような説明であったり、コミュニティータクシーの使い方の動画を作成しておりますので、その辺を見ながら情報共有をやっていったというところでございます。

地域公共交通の維持確保というのはこれからもこういう壮警町のような人口の少ないところ、高齢化も進んでいるような地区につきましては、その辺もちゃんと確保していく、残していくということも重要でございますので、あらゆる形を使いまして地域公共交通の活用について広く情報は提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○長内委員 課長言われるように、当町の多分大きな重要課題の1つになるのかなと思います。これはコミュニティータクシーにとどまらず、胆振線代替バスの検討ですとか、路線バスの問題ですとか、そういう部分で地域の足を確保するという部分、それから非常に高齢化に伴ってマイカーの運転をやめて免許を返納する方も年々増えているというようなのをお聞きしたときに、地域としてしっかり足を確保することの重要性は認識をいたしております。そういう意味で今回のセミナーは人数も参加者も含めて組織、団体の例えば会長ですとか、そういう役員の方を対象にして意見を集めたのかなというふうにお見受けをしたのですが、その辺もう一回確認をお願いしたい。

それと、これ来年も継続して予算化をされております。もう既に実施しているのかもしれませんが、本当のそれぞれの部分の生の声、今回はコミュニティータクシー、6年度はコミュニティータクシーに絞ったところがあるというふうに答弁いただいたのですが、様々な年代、それから地域等々においてそれぞれの足の確保に関するご意見は個々それぞれあるのかなと思ひまして、その部分の地域としての在り方のいわゆる行政と住民の共有という部分も含めて、共有しながらどういう形でこれから地域の足を確保していくのか、広く住民の理解も含めて周知をする、先行事例も住民が同じく共有するという部分の中では、このセミナーの役割は重要になってくるのかなと思います。DVDにまとめられているということで、なかなかそのDVDを個人の方が借りて見るということにも現実はないのだろうと。とじられて資料として残されているだけにとどまっていなと思いますけれども、とどまっていればもったいない話で、そういう部分も含めて今後、今年度継続するということなので、その部分を

生かしてもらいたい。

それから、6年の報告書というのですか、まとめたものには住民からの具体的な意見というのはたしか載っていなかったように感じたものですから、その辺の意見の集約という部分も必要なかと思えます。その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

○企画財政課長　ご答弁申し上げます。

ただいまの地域交通利用促進セミナーにつきましては、今年度につきましても実施予定でございまして、開催場所ですとか、そういうようなところについては昨年度と同じ3か所で実施する予定となっております。7年度のセミナーの主要なテーマにつきましては、路線バスのほうの利用促進ということで実施、開催したいというふうに考えております。

地域公共交通計画に位置づけた町内の運行する公共交通の利用促進ということで、趣旨としては同じなのですけれども、地域交通のうちの路線バスを特化したものをテーマに実施していきたいというふうに考えております。講師につきましても昨年度と同じ公共交通の専門家を招いて意見交換を行うのですけれども、それにつきましては今現在壮警町内で運行しているバスの路線マップと壮警町内のバスの時刻表というものを取りまとめた資料を作って、より分かりやすいものを町民に提供したいなということで、そちらのほうの説明が主になるのかなと思えますけれども、そういうものを用いてセミナーを開催していきたいというふうに考えております。

2点目の地域公共交通の考え方につきましては、いろいろな企業の代表の方に集まっていたいただいて、地域公共交通確保維持改選協議会というものを毎年開催しておりまして、最低限年2回何かあれば適宜行うということで参集して対面で行ったり、書面で終わらすものもございまして、そのような形で企業の方々ですとか、オブザーバーとしても国ですとか、道からも来ていただいて情報交換をしながら意見いただいて、そういうもので計画をまとめ実施していているという状況でございます。

協議会の中でもまれたものが壮警町の生活交通確保維持改善計画というものの中で位置づけられまして、それに基づいて実施していているのですけれども、その中にもいろいろと実施していく中で町民へのアンケートだとか、そういうものもっております。その中ではいろいろと、先ほど言ったようなコミュニティータクシーだと使い勝手が分からない、使えないだとか、高齢化によって免許返納したら公共交通は大切な足になるので、ぜひとも残してほしいですとか、やっぱり便数が足りないの、なかなか自分の思うようには移動できないですとか、そういった面の意見が結構多かったかなというふうに感じているところでございます。ただ、我々もそうですけれども、日頃から自家用車に乗って行きたいところへすぐいつでも行けるというところから、そういう移動ができなくなるというところで、慣れればその時間に合わせて行動とかというのはできるのだと思うのですけれども、概念的に不便だなというやっぱり

思い込みもあるというところで、こういう形で町のほうへ公共交通維持に努めているので、こういうものを利用してくださいというふうなものについては引き続き情報提供で共有し、改善できるものは改善しというような形で、そのような自分たちで動けない交通弱者の足というものは確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

○長内委員 分かりました。ありがとうございます。

コンサル会社に実施と取りまとめをお願いしているということで理解はするのですが、やはりそれぞれの地域における立地条件ですとか、いろんな条件が違った中で当町独自としての要するに交通弱者に対する部分の対応として重要なことなのかなと思って理解をしております。私も含めて多くの町民の方は、免許を持たれて、マイカーを持たれて、それがもう中心になっているので、それ以外の例えば免許を取る前の学生ですとか、あと高齢者の部分がどうしてもその意見の集約で見落とされがちな点もあるのかなと思います。

例えば高校等に通学される方が非常にその通学のバスの時間帯との部分がしっくりいかなくて当町ではなくて伊達市に住むとか、それに伴って住居を移される方もいるやに聞いていたり、コミュニティータクシーにおいても基本的には町外の部分においては病院の通院ということのをベースにして組み立てられている、買物には利用できないというのは多分原則になっているのかなと思っておりますが、せっかく出たときに買物したいという意見もあるやに聞いております。それができるかどうかは別としても、当町に合った様々な足の確保という部分が求められると思います。今年も委託料として予算化されております。今答弁があったとおりに行われると思いますが、要するに情報をキャッチして、それをまた今の部分に改善を加えて実施していくという部分において、こういう対策事業の情報収集並びに検討というのは、今年も当然予算化されておりますけれども、今後いつ頃をベースに、今年である程度まとめて実施に移していくという考えなのかどうか最後にお伺いしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

先ほどの質問の中でコミュニティータクシーの利用についてということで映像を撮影して、それはセミナーの中でそれを見ながら説明も行ったということで、その映像につきましてユーチューブのほうで公開しておりますので、その辺もいつだったか、今年の6月か何かの広報で周知もしておりますので、もう少し幅広い方に見ていただければなというふうには考えております。

今回の公共交通の関係でセミナーを開催したり、協議会を開催したりということで課題を挙げていき、改善策を検討しということは今後も繰り返してやっていくのですが、その計画自体が令和6年度から令和10年度までの計画ということになっておりますので、協議会等々につきましても令和10年度まで開催しつつ課題、問題点の整理を行って行って10年度の計画内で最終的に取りまとめていくというような

計画にはなっております。

以上です。

○森議長 私も地域公共交通対策事業の関係、これ胆振線代替バス、次のページの代替バスにも影響してくる可能性はあるのですが、決算の数字としては実は出ていなくて、決算での審議が将来の予算にも反映されるという観点でちょっとお伺いしたいと思います。

実は国道 453 の道路沿いにバス停が 11 か所ありまして、バス停の中には大体が下りというのですか、滝之町から蟠溪方面に向けてのほとんどの部分には上屋が設置されている場所があるのです。その上屋の部分が、これ利用頻度もかなり少ないということはあると思うのですが、非常に管理の状態が悪くて利用しよう、例えば雨風、もしくは冬場であれば案外利用する人もいるのかもしれませんが、夏場であればなかなか、クモの巣を張ったり、中のベンチが非常に汚れているような状態になっていて、これをきちっと管理していく必要があるのではないかということの観点からちょっとお伺いしたものです。

これ、この 453 沿いにあるバス停の状況を一回チェックしたことがあるかどうかという部分についてまずお伺いいたします。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

町内のバス停につきましては全部で 29 か所ございまして、このうち胆振線の代替路線以外のもも含めると全部で 15 か所あるのが現状でございます。今回のバス停、バス待合所、建物の話だと思うのですが、そちらにつきましては維持管理状況につきましては、まず清掃関係なのですけれども、議長ご指摘のとおりちょっと汚れているという状況も散見されるよということなのですけれども、数年前までは利用者の多いバスの待合所につきましては、担当課のほう、企画財政課になりますけれども、において年に数回ほど掃き掃除等は行っておりましたが、現在はなかなか手が回らないというのが現状でございます、利用者からご指摘があった場合に対応しているなど事後の対応が多くなっているというのが現状でございます。

また、同じく数年前ぐらいまでは某団体のほうでボランティア活動として全て 15 か所のバス待合所の清掃活動を年 2 回行っていたのですけれども、その某団体の活動自体も今現在停滞しておりまして、現在では行われなくなっているということでございます。現在はうちでも維持管理というものはしていかなければいけないのですけれども、町民の有志により役場前のバス停の待合所など、一部のバス停においては清掃していただいているというのが現状でございますので、この場を借りまして感謝申し上げたいというふうに思います。

先日、数日前なのですけれども、バス待合所内にごみが放置されているというような指摘もございまして、担当において清掃しまして、そのほかのバス待合所につきましても巡回して、必要に応じて清掃作業を行ったところでございます。このような状

況は、やっぱり多分利用者の多いバス停で多く見られるというのが現状なもので、そういうところには貼り紙をしてごみを持ち帰りましょうですか、禁煙ですよとかという喚起は行っているのですけれども、それすら剥がれてしまったりとかというところもございます。それも全ての方ではなくて一部の利用者が守っていないという事態でもございますので、利用者の方自らも利用しやすい環境維持に努めていただけるような工夫も我々もしなければいけないのかなというふうに考えております。ということで、現状の管理状況につきましては、以前やっていたことができなくなったり、ボランティア活動も滞っているということでもちょっとないがしろになっているところもございますので、今後につきましてもどのような体制で維持管理していくのかというのも外にお願い、委託するとか、当然我々の清掃活動とかというのもしていかなければいけないのかなというふうには考えておりますけれども、そのほか適正な維持管理できるような方法についても今後検討していく必要はあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○森議長 今後その在り方は検討されるということなのですが、ただ確かに久保内から上のほう、場所的にいうと非常に利用する方はかなり少ないところだと思うのですが、実際この場所で上屋が必要なのかということも何か所か実はあるのです。町のほうでは常々観光の町ということをおられて、建物があればどうしてもその建物というのは利用しやすいように清掃なり管理しなければならぬと。ですから、その場所によって必要のないようなバス停の上屋があるやに感じるのですが、その辺の管理の在り方も含めて建物の必要性も検討して今後利用できるような、利用できる部分は利用するような方法を持っていただきたいと思うのですが、その辺の考え方について伺いたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

先ほども申しましたとおり、バス待合所上屋につきましては町内全部で15か所ございます。やはり我々もちょっと認識はしておりますけれども、利用の少ない上屋というのは確かに存在しているのは事実でございます。しかし、今のところやはり少なからず利用回数、人数少ないにしてもあるものをなくすという判断については、なかなか難しいのかなというところもあって現在に至っているところもございますけれども、それぞれの待合所につきましても築十数年以上経過したのも多くて劣化が進んでいるというのが、それが散見されるということも現状でございますので、こちらにつきましても清掃と同じで最近では事後対応になるのですけれども、利用者からのご指摘によって危険性のあるものだったり、緊急性のあるもの等についてはその都度修繕はさせていただいているのですけれども、経年による外壁材だったり、コンクリート製のものであったら外壁の塗装だったり、設備だったり、そういうものの劣化も進行している状況もございますので、改めて状態は把握させてもらいたいなというふ

うに考えておりました、待合所の必要性も含めて計画的に必要な対策が取れるようなことについて今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○湯浅委員 ちょっとしつこいかもしれませんが、私もコミュニティータクシーについてお尋ねしたいと思います。

資料を見させていただきましたけれども、前年度よりやっぱり延べ数が減っているということなのですが、この理由についてまずお伺いしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

コミュニティータクシーの利用者数につきましては、6年度の実績が5年度よりも減っているというところがございますけれども、やはりそもそもが利用しづらいとか、使い方が分かりづらいという方もいらっしゃるのですが、利用される方という高齢者率というのがそもそも高く、令和5年度では81%、令和6年度では79%ということで、全体の中で65歳以上の方ではそのような数字になっているというところがございます。下がっているという状況につきましても、町全体の人口も減少しているというのも1つの要因かなというふうには考えておりますけれども、高齢者の方が、今まで使われていたという方がどこかの施設に入られるですとか、入院したですとか、なかなか外に出る機会も減ってしまったというようなことも想定はされるのかなというふうに考えております。ただ、高齢者の方だけではなくて、先ほども言いましたけれども、このような公共交通が少ない中でそういうような交通機関を維持しているという町の立場からもより多くの方に使っていただきたいというふうには考えておりますので、その辺の情報発信については引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○佐藤委員長 再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、26ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、27ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、28ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、29 ページ。

○毛利委員 私ここで出産・子育て応援給付金事業についてお伺いします。

たしか前回何かの説明で受けたのは6年度だったかな、出産予定が9世帯で、実際には町内に残っている方が5世帯との記憶があるのですが、それちょっと確認したいと思います。それでよろしかったでしょうか。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

出産・子育て応援給付金の関係ですけれども、こちらにつきましては妊娠したときにまず5万円で、出産したときにも5万円ということで、令和6年度につきましては妊娠したときに給付される5万円は9名の方に給付しておりまして、令和6年度中に出産した方につきましては給付した5万円の人数につきましては5人ということになっております。

以上です。

○佐藤委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの後刻答弁することになっていた件につきまして答弁をいたさせます。

○会計管理者・税務会計課長 先ほど真鍋委員からご質問のありましたたばこ税に関する収入の上限額についてのご質問についてご答弁をさせていただきます。

この内容につきましては、たばこ消費基礎人口1人当たりの市町村たばこ税収入が全国平均の2倍、課税定額を超えた市町村はその超えた部分を都道府県に交付する制度という内容になっております。

それで、壮警町をこの制度に当てはめると、令和6年度でいいますと金額4,562万円となります。つまりこの4,562万円を超えた部分については、都道府県に交付するということになりますけれども、今のところ超えておりませんので、道に交付するということはありませんという内容でございます。

以上です。

○企画財政課長 先ほど長内委員のほうから自治会加入の関係についてご質問がありましたので、それについて後刻答弁させていただきます。

壮警町内の自治会につきましては、令和6年度の調べになりますけれども、自治会加入世帯調べというものを令和6年10月1日にやっているデータになりますが、それに基づきまして加入世帯数の総数につきましては855で、自治会加入世帯調べが10月1日現在ということで住民基本台帳の世帯数につきましても10月31日現在のものというものにしますが、それでいきますと点在していて自治会に加入されていない世帯も自治会自体ない世帯もございますので、それを差引くと1,166世帯になります。

その差引きでいきますと、自治会に加入していない世帯というのが311世帯ございます。

以上です。

○毛利委員 出産祝金についてお伺いします。

結婚新生活支援補助金には、町内に5年以上在住というのはありますが、この出産祝金に関してはその決まりが何年、3年在町とか、そういうのはありませんけれども、これはやっぱり多少なりとも、3年でも2年でもいいですけども、結婚生活が5年だから、そういう年数の制限を入れてもよろしいのではないのかなと思うのです。ということは、今年度から金額が上がりましたよね。そうすると、もしかすると申請をして、出産をして、ただ申請だけでもその後転出する可能性が出てくるので、年数的な制限を加えてもいいのではないかと思うのですが、そのところどうでしょうか。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

今委員からご質問あったのは、子育て応援祝金事業の関係だと思えますけれども、今年度から金額を、出産祝金を10万円を50万円に上げておまして、対象者については何年以上町に住んでいないと駄目とかという規定はないのですけれども、今いただいたご意見を参考にして今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○佐藤委員長 29ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、30ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、31ページ、ありませんか。

○毛利委員 農業委員会費の農業委員会活動促進事業だと思うのですが、8月1日からスタンプラリーを行っているはずですが、今月いっぱいまで。今のところの成果というか、動きはどのようになっているのか教えてもらいたいのですが。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○佐藤委員長 会議を再開いたします。

○毛利委員 今の発言は私の勘違いでしたので、取り下げます。すみませんでした。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、32 ページ。

○加藤委員 私は、農業振興費の堆肥センター運営事業についてお伺いしたいと思います。

令和6年度は、堆肥販売額は736万というふうに計上されておりました。その要因について、要するに増加しているということなのですけれども、今年度、令和6年度については、その要因について改めて伺いたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

令和6年度の堆肥の売払いの関係でございますが、決算額で736万2,400円ということで令和5年度より増加しているということで、その要因につきましてですが、こちらにつきましてはバラ堆肥のほうは実績でいきますと268万4,200円で、袋堆肥が454万5,300円ということでして、バラのほうにつきましては前年度比23万3,700円、袋堆肥につきましては40万100円と、こちらが増加しております。

以上になります。

○加藤委員 改めてですけれども、堆肥事業計画書というのは毎年決算報告の中でこういうふうに出されております。その中を見させていただきますと、令和5年度、また令和6年度、令和7年度の堆肥事業計画方針には計画料、また販売料及び販売金額の計画は全く同じものであります。例えば堆肥等生産計画については堆肥生産や販売量、原料等の受入れ計画、目標の見直しを行いましたと。また、2点目は畜ふん系堆肥生産2,500立方メートル、計画的な生産向上に努めます。3番目は、堆肥生産に必要な蓄ふん等の原料等については、生産目標の達成に向けて計画的に努めますなど目標を立てていますけれども、先ほど始めに言ったように何かコピーして添付されているように感じられますけれども、そこで改善に向けた調査、見直しがされているのか。さらに計画や目標をどのように捉えて評価、分析を行っているのか伺いたいと思います。責任者である副町長から答弁をお願いしたいと思います。

○副町長 ご指名でございますので、私からご答弁させていただきたいと思いますが、堆肥センターの運営につきましては重機の故障があってここ2年間十分な活用ができなかったということもあって、その中で生産計画につきましては前年と同額で見込んだというところがございます。原料となる堆肥の部分、あと今の施設における生産可能な規模、そういうものを考えるとここ数年計画を立てている数字が妥当なところかなというふうに考えております。今後原料となるその堆肥の量だとか、そういうものまだ増えるものなのかどうか、そういったことも十分調査した上で現施設におけるその生産可能量、そういったものも含めて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○加藤委員 今答弁で全体なくくりでちょっと分かりづらい部分もあって、ただ私が

聞きたいのは事業計画書というものは前年度のことを踏まえて見直しとか、そういうものをやりながら計画書を立てるといふものを私は感じているのですけれども、副町長の話でいくと今生産とか堆肥を作る、販売、ある部分では満足している、それぐらいの規模でないかというふうには私は答弁の中で受け止めましたけれども、であればこの計画書というものももう少し先ほど言った分析とか調査したらやはり改善点というのは必ず出てくると思います。そういった見直しがなされてこういう計画書というものを作り上げるのが一般的でないかと思っております。その辺を含めての答弁と、最後ですので、あとは改めて原料蓄ふん、生ごみ堆肥、副資材の受入れ等もやはり少し減少している部分も見受けられます。そういったものを生産量、販売額を今言われたように副資材とか蓄ふんを増やすことによって生産量、販売額など増加すると考えられますけれども、その課題や対策についても何か考えがあればお伺いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副町長 ご答弁申し上げます。

委員おっしゃるとおり、毎年の生産状況、運営状況を十分踏まえた上で計画の見直しというのを順次していく必要があるかというふうには思いますが、現状今の施設の規模なりで考えた場合にどうしても受入れ量の制限、あるいは生産できる量というのが現状計画量を増やしたりというのはなかなか難しいところがあるというふうには考えております。

また、繰り返しになるのですけれども、実際農家さん等からの堆肥の提供、それについて、すみません、細かいところ把握はしていないのですが、その辺りもっと提供したいというところがあるのかどうか、その辺の状況というのはちょっと押さえていないのですが、ただ、今後提供できるというふうになったとしても、あの施設規模であればなかなか生産できる量というのが限られているというのがあって、ただその点についてはもし町内に原料となるそういうものが多い状況にあって、それらを十分活用した中で生産量を増やしていきたいということになれば、施設の改修なり、ちょっと広げるなりということも併せて検討していく必要があるかなというふうには思いますが、ただ現状においては今の施設規模であればこの量が適正かなというふうには考えております。

以上です。

○長内委員 このページにおいて2点質問したいと思っております。

農業委員会一般の、これ委託料に入っているのではないかなと思っておりますけれども、昨年地域計画がこの予算で立てられたのかなと思うのですが、農業委員会の予算の中でです。その中で、その結果どのような認識を持たれているのか、まとめられていればお伺いしたいと思います。

それと、情報通信環境整備対策事業で、これも委託されていると思うのですが、これの中でワークショップが行われていますが、6月18日、9月18日、9月19日、20日にわ

たってワークショップ、その中で議論がされて令和7年度の1,872万6,000円予算化されておりますけれども、その事業の実施に向けて進んできたのかなと思っておりますが、その中で農業者のワークショップへの参加というのはどのぐらいあったのかということをお聞きしたいと思います。

○農業委員会事務局長　それでは、1点目の質問に対してご答弁申し上げます。

委員ご指摘のとおり、昨年地域計画を策定作業をさせていただきました。予算書の金額の中で作成委託料として108万9,000円が273万9,000円の中に入っております。地域計画の対象ということですが、町内の農地の総面積は1,480ヘクタールほどございます。このうちの1,223ヘクタールを対象に地域計画、現況地図を作成、掲載したということになります。ちなみに、件数としては法人もありますので、194件という形になります。1,480よりも1,223のほうが少ないということですが、この少ない理由につきましては町営牧場、これが111ヘクタールほどございます。これは担い手に集積することができませんので、その部分を外してあります。あと、高校の実習の農地、これも担い手に集積できませんので、外してあります。それと、農地の所有者が町外にいらっしゃって、計画の策定段階で営農、これは自作や貸付けも含めませんが、それをしていない農地、それと転用の計画、あるいは予定があるという農地を外しておりますので、その舗装農地面積から対象計画の面積を引いた257ヘクタール少ないというのはそういう理由になっております。

以上です。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

令和6年度のワークショップの参加の関係でございますが、基本的には今回センサーを導入している方ということで、水田センサーの利用者であったり、ハウス団地でセンサーを使っている方、こういう方々とワークショップを行ったということでございます。

○長内委員　1ページ3回ということですから、まとめて質問するので、分かりづらいかと思うのですが、お聞きいただきたいと思います。

今農業委員会のほうから地域計画の中で農地の面積が示されました。これは今資料が出ておまして、見ますと委託業務が12月25日から3月31日までの短期間でつくられたと。これは多分全国的にそういう傾向があって、期日までに間に合うのかという心配されていた地域もあるやに聞いております。3月31日までということだったと思うので。それで、非常に短期間でまとめられているのかなと。ただ、面積は実態として把握されているのかなと思います。

私が今回確認したいと思っているのは、実はタイムリーなことに9月10日の日本農業新聞と北海道新聞にも出ておりましたが、10年後の1筆ごとの農地を誰が作るのだということを国がまとめたのです、農水省が。その中で31.7%が10年後の耕作を確保できていないという実態として出てきたと。その17都道府県で5割を超

える耕作者が決まっていないという農地が出てくるというのが出ていました。それで、これは遊休農地も含めて農業者の減少もあるのでしょうか、非常に心配される点なのですが、北海道は一番成績いいのです。9.4%だそうです。これはやっぱり北海道の地勢的なものも大きく関わってきたり、基盤整備も含めて規模拡大なり受けやすい状況にほかの全国の中では非常にあります。特に西日本あたりは非常に厳しい状況だというふうに出ていました。

それで聞きたいのですが、10年後の1筆ごとの調査をされたと思いますし、その10年後にそこが作られるのかどうかということが求められている調査でありますので、それ当然作られたと思いますが、壮瞥町は10年後に農地の耕作者が確定というか、作られるという農地、逆に言うと作られないと、決まっていないという農地がどの程度面積なりパーセントとしてあるのか、把握していればお伺いしたい。

それから、情報通信環境整備の部分ですが、7年度から本格的に実施に移っていくというふうに理解をしております。私も農業ICT活用推進協議会、ちょっと名前が違いかもしれませんが、最初の立ち上げのときの委員でもありましたけれども、農業に情報通信をどう活用していくか、ICTも含めてです。していくかという部分の中で、国のこれは補助事業で調査も含めてつくられてきた整備計画だと思います。その中で、その何度か行われたワークショップの中で時間も区切ったりして、多分コンサル会社が遠くなるので、来たときにまとめてワークショップやったのだろうと理解するのですが、9月18日の2回だけ農業者の参加があったというふうに載っております。あとは農業者は参加していないのですが、私が言いたいのは農業情報をどう地域の農業に生かしていくかという課題を農業者全員というか、がどう理解をして、どういう希望を持っているのかということをしっかり把握して、農業者も一緒になって関わってそれを活用していくということが非常に大事でないのかなと思うのですが、この辺についてどのような見解をお持ちだったのかをお伺いしたいと思います。

○農業委員会事務局長 1点目についてご答弁申し上げます。

先ほど委員からご指摘あったとおり、非常に短期間で地域計画を作成いたしました。これは農業委員会の台帳システムからデータを抽出することができるというところもあって、短い期間でも作業はできたというふうに考えています。一枚一枚の農地台帳を拾っていくということではなくて、既存の農地台帳システムに入っているデータを使っているということになります。

それで、この計画を策定するに当たって、昨年4月1日から5月9日にかけて今後の農業経営の意向に関する調査というものをさせていただきました。発送した件数は248件、郵送で行っております。回答は113件ありまして、回答率は45.56%でした。この中で今後農業経営、規模を拡大したいよという方は7件、現状維持したいという方は54件で、規模縮小、これは離農も含めますけれども、26件ほどありました。あと未回答とか経営移譲するというような方も若干いるのですが、おりました。この

方々の状況を見ると、5年を超えて10年以内にもう規模を縮小したいという方は6件ほどいらっしゃるということで、やはりここにも後継者不足とか高齢化という問題は当然出てきていると。地域計画でもこの辺はアンケートの結果を踏まえてつくっておりますので、10年後正直まだどうするか分からないという方も結構いらっしゃるものですから、その辺も含めた中で一応もし10年後、その1筆は作らないということになった場合、地域の認定農業者等に声をかけて借りていただくとか、買っていただくとか、そういうような形でやれるように地域計画はつくっております。

以上です。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

この情報通信の関係につきましては、令和3年度から令和4年度に計画を立てまして、その後施行調査を2年間実施しております。それで、令和6年度に改めて農家の皆さんに利用の意向調査をかけまして、実際その意向調査で追加になった方は1名ということで少ない人数ということで、その辺は周知の不足もあったのかなと考えております。

それで、令和7年度の本格整備に当たりましては、現利用者の意見等を踏まえた形で改善を図って、今本格整備に向けて行っているところでございまして、今後、今回本格整備して運用していく中でそういった活用情報を皆さんに周知してより多くの方に使っていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

○長内委員　3回目ですけれども、地域計画の策定にあつて非常に短い期間の中でご努力された農業委員会や農業委員の皆さんには敬意を表したいと思っております。

その上で、今局長からもありましたとおり、北海道は非常にそういう面ではほかの都道府県に比べると非常にそういう部分ではいいデータが出ているわけですがけれども、北海道の中でも差が相当私はあるだろうと思っております。壮瞥町はなかなか厳しい状況も10年後あるのではないかと認識の上でお話をするのですけれども、108万をかけた計画、これ多分期間の短い中でみんなばたばたとやった経緯が当町ばかりではなくて、コンサルの力も借りながら多くの市町村で実は戸惑いながらこの計画を立ち上げた。問題は、その出た数字よりもさらに実態として厳しいのではないかなと私は一農業者として感じるわけです。ですから、このデータをどう現実的に私たちの町の農政に当てはめて農業振興策を立てていくのかというのがまさにこれから非常に重要な時期でありまして、この立てられた地域計画を実のあるものにするのか、実のあるものにしていくために農業委員会だけではございませんが、私は農業者もそうだと思いますが、ぜひこれからその部分をいい方向へ向けて取り組んでいただきたいなという思いでございます。

それから、地域情報整備の関係なのですが、農業というか、広い意味で農業の現場だけではなくて、その情報通信の情報インフラですとか、そういう環境整備も含めて

もうちょっと広げた部分も視野に入れた取組なのかなと資料を見させてもらって思うのですが、要は農業の現場にどの程度この情報通信環境整備が活かされるのかなという部分が見えてこないところが正直物によってはあるのかなという感じがします。それは、やはり機器だけの整備ではなくて、それを活かすだけの環境整備がどれだけ行われているのかなという部分が今後どうなのかなという感じがいたします。今年から本格的に整備が進んでいくこととなりますが、この辺の農業者の理解とか、農業の個人個人の経営、地域、もしくは組織、そういう中でこれをどう生産向上に、安定経営に向けて活かしていくのかなという議論や論点が正直言って整備されて見たときにあまり見えてこなかったというのが農業者の一人としての実感であります。その辺について今後の取組をお伺いをしたいと思います。

○農業委員会事務局長 1点目についてご答弁申し上げます。

基本作成一度してしまっ、それで終わりというような形のものではございません。国のほうからも計画の見直しは毎年行うようにというような指導を受けております。その中身としては、例えば売買があったりとか、賃貸借があったりとか、相続や贈与で農地の所有者が替わりますよというようなこともあると思いますし、個人経営から法人経営に変わった、あるいは会社法人経営していたのだけれども、住所が変わりましたとか、そういう軽微な変更から新たに農地を購入するというようなことも当然出てきますので、基本は1年ごとに見直しをしていくという形になります。国は今後様々な農政の事業を補助事業も含めて推進するに当たって地域計画の対象農用地ですかということをお聞きかけてくると思っていますので、地域計画の対象に今含まれていない農地をお持ちの方も売買とか賃貸とかするということになれば当然地域計画に含めていただく必要が出てくると思いますので、そういう計画に入っていない方については声をかけさせていただいて趣旨を説明して地域計画への組み込みについて同意を得ていくというような形になろうかと思っております。

以上です。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

情報通信の関係でございますが、現状のものにつきましては水田であったり、ハウスであったりの管理の作業負担の軽減というところが効果というか、そういうところになろうかと思っておりますが、こちらについては令和3年度から始まりまして、当初スマート農業がまだ始まった頃というか、先進の状況でこの機器類を導入するという形を検討してきております。それで、今後につきましてはやはり長内委員おっしゃるとおり国営の農地再編整備事業の関係で今検討しておりますが、そこと絡めた形で圃場の集約であったり、大区画化、そういったことの検討と併せてスマート農業の導入、その辺りをこれから検討、研究して、そういったスマート農業を実際に導入したときの効果が大きく現れるような形のものになるような検討を進めていきたいと考えております。

○湯浅委員 私のほうからは、新規就農支援対策事業についてお伺いします。

資料等も見せていただいたのですけれども、新規就農の方、これからの壮警町の農業についても大変重要な事業ではないかなとは思いますが。離農する方もいらっしゃる、またそれに対して新しく新規の就農する方を受け入れる、すごく大事なことかと思うのですけれども、これについて今の定着率見たら3件ほどたしか計画とか載っておりましたけれども、過去の事例、過去の部分を含めて定着率というのはどのようになっているのでしょうか。お伺いします。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

まず、令和6年度に就農された方1名ございまして、令和5年度につきましては新規就農者1名、就農後継者1名と、直近でいえばこういう形になっておりまして、この方々は今も続けられておりますし、基本的にはこれまで新規就農で研修に入った方、あとは後継者で研修に入った方につきましては、もうほとんどの方が定着しているという状況にございます。雇用就農のほうにつきましては、退職されたりという方はいるかとは思いますが、基本的には定着率は高いのかなとは思っております。

以上になります。

○湯浅委員 ありがとうございます。

なぜかという、新規する方が受入れはいいのですけれども、定着しないとやはり意味がないのかなというのが、せっかく受け入れてやっていかないといけないというのはあるのですけれども、聞くところによりますと、ほかの市町村では結構新規の方が辞めてくることがあると、そういうふうには伺っていることもありまして、その点について書類の中では営農というか、経営については農協さんが結構そういう支援をしているのですけれども、町としてはどのような支援をされているのか伺います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

壮警町、町としての新規就農への支援という部分でございまして、こちらについては就農研修の期間中の1年間に限って就農研修経費に対する資金の貸付けというものを行っております。こちらについては、後継者についても行っております。それから、就農支援助成金ということで農地の取得であったり、賃貸借であったり、また機械等の導入等についても支援を行っております。それから、あとシェアハウスもございまして、そういった研修生等をそこに受け入れてというところで、そういう支援もしているというところでございます。

以上になります。

○毛利委員 私は農業研修シェアハウス運営事業、ここのことでお伺いします。

たしか5年度はいなかったと思いますが、6年度は春先に水出し作業を行っておりますので、多分入居されていると思うのですが、もしいるのでしたら現在の入居者数と利用の部屋数を教えていただきたいと思っております。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

現在1名の方が入居されております。令和7年度につきましては1名、1室されております。こちらの1名については、残念ながら9月の中旬をもって引っ越されるというか、退室される方になっておりますので、その後ゼロ名になるという状況でございます。今後も引き続き相談等ありましたら何とか入居できるように対応してまいりたいと考えております。

○森議長 私は、32ページの堆肥センター運営事業の関係でちょっとお聞きしたいと思っております。

この中で2点ほどあります。まず、6年度事業と申しますか、前年度の繰越明許でホイールローダーが更新されております。これは故障がちであったということだと思っております。問題は堆肥センター本体の老朽化も進んでいると思っております。今後の将来に向けての管理の在り方についてのがあればお伺いしたいと思っております。

それと、もう一点が堆肥センター運営事業の中で令和4年から6年までの3年間で堆肥実証圃の設置委託事業が行われておりますが、これで一定のよい結論は出たということは資料で確認はしたのですが、この結果を今後具体的にどのような形で農業施策に生かしていこうと考えておられるかについてお伺いしたいと思っております。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

堆肥センターの施設の老朽化の関係でございますが、こちらについては平成16年度に整備され、約20年を経過している状況にあります。それで、いずれの施設につきましても老朽化はしている状況にありまして、特に老朽化が著しい施設として箱樋になります。こちらの上屋部分のフィルムが破損して過去に簡易的な修繕は行っておりますが、時間の経過とともに修繕した部分のフィルムが剥がれてきて雨水が入ってくる状況にあるというところでございます。

それで、こちらフィルムの全面改修につきまして費用を見積り等を取って確認したところ1,000万円程度かかるというところで、今補助事業等の活用も検討しながらまた改修の方法がどういう形がいいのかとか、タイミングについて検討しているところでございます。

それで、今後につきましてはそういった形で老朽化している施設が多いものですから、そういうところにつきましては財源も確保した上で更新計画を立てて改修や更新費用の平準化を図りながら持続可能な施設運営を目指していきたいと考えております。

それから、実証試験の関係でございますが、こちらにつきましてはこの結果を今年4月の町の広報紙に掲載をさせていただいております。それで、この実証試験の結果とともに販売先を紹介してありまして、町民の皆さんに使っていただければと思っております。そういう形で周知をしているところでございます。ただ、一方で堆肥の製造量が思うように伸びていないというところもございまして、本町の堆肥が好評であります、大きなPRができない状況にあるというところでございます。まずは、堆肥の製造量

を増やして在庫を確保していくところが重要と考えておりました、施設の改善、改修等も含め検討していくとともに、町内の農家の皆さんが利用しやすい環境になるよう耕作を検討していきたいと考えております。

○佐藤委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。
休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

32 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、33 ページ。

○森議長 私、農林水産業費の林業振興費でお伺いしたいと思います。

有害鳥獣関係で報償費、有害鳥獣駆除協力謝金は支払われておりますけれども、これで捕獲する動物によっていろいろ値段が分かれているわけなのですけれども、先日の資料を拝見させていただいた中で鹿は 1 頭当たり駆除 1 万円と。アライグマ 2,000 円、キツネが 4,000 円、ヒグマが 2 万円となっているのですが、この金額が妥当かどうかと、安過ぎではないかということについてお伺いしたいのですが。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、当町 2 万円の捕獲報酬を設定しております、近隣にもそういう形で捕獲報酬の設定をされている市町があるのですが、多くが当町と同じぐらいの 2 万円程度の捕獲報酬となっております。ただ、今回法改正等もあって 9 月 1 日からの緊急銃猟という制度も開始されたり、近年ヒグマの人里への出没等増えてきていると、負担も大きくなってきているという状況でございますので、近隣の状況も注視しながら今後ヒグマの捕獲報酬の見直しについては検討していきたいと考えております。

○長内委員 私も有害鳥獣関係でご質問したいと思いますのですが、度々質問して大変恐縮でございますけれども、資料を見せてもらって壮警町鳥獣被害防止総合対策事業という形でいろいろ取り組まれている。緊急捕獲活動支援事業 233 頭、それからエゾシカ特別対策事業 275 頭というふうな認識でよろしいかどうか併せて、合わせると 500 頭ぐらいの実績というふうに考えていいのかどうか、ちょっとその辺確認も含めてお願いいたします。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

エゾシカの令和 6 年度の捕獲頭数につきましては、全体で 514 頭の実績となっております、有害捕獲につきましては 5 頭、緊急捕獲が 233 頭、鹿特別対策が 275 頭、一斉捕獲で 1 頭となっております。

○長内委員 担当課並びに捕獲というか、それに当たった猟友会の皆さんも含めて私

も農業者の1人でそういう面では500頭からの捕獲実績を上げてくれて感謝を申し上げたいと思います。これ多分年々伸びている、捕獲頭数が増加しているのかなと。その努力をされている点は本当に評価いたしますし、ただ現場として、実態として被害がなかなか収まらないと。年々被害がひどくなっているような現状、それだけ多分生息数が増えているというふうな感じがするのです。ほとんどの農地においては多分電牧を回されています。まず、電牧を回していない農地は鹿の一斉攻撃に遭って全滅。個人的な話で恐縮なのですが、私も実は電牧回しておるのですが、6反ほど廃耕にしました。現場としては、現場農業者としては被害が年々拡大して深刻になりつつあるような気がします。特に今の収穫期に入って作物でいえば稲とか小豆とか、もう踏み荒らされてそこが機械で収穫できないような状態もあったり、下草刈りとか電牧の電源の保持、電気の通電の保持に相当尽力を要しているというのが現状でして、この前津別町に議会でも視察をさせていただいていったら、津別町は農地の周り、山林との間に金の柵をずっと設けています。あれは多分国か何かの事業で取り入れたと思って見たのですが、今の電牧ではなかなか防ぎ切れないというのが現状であるのかなという気がいたします。この辺についての情報収集、今度々聞いておりますけれども、情報収集や対策について多分検討はされているのは承知しているのですが、この辺についての具体的な検討内容ですとか、今後の取組についての案等が今のところで考えられるとするものがあれば何があるのか、この辺についてのご見解を伺いたいと思います。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

電気柵の関係につきましては、過去に補助事業等で皆さん整備していただいております。それで、今やはり適正管理をしていただくというのがまず重要なことと思っております。周りの草刈りですとか、あと電気柵自体のメンテナンス等行っていただければなと思っております。

それと、柵というか、そういうしっかりしたものについては国営農地再編整備事業のメニューにはあると聞いております。それで、そちらについてはただ結構ハードルが高いと聞いておまして、そちらを活用するのが難しいのかなとは感じておりますが、それも含めて国営農地再編整備事業の話合いの中で、意見交換の中でどういった対策ができるか検討してまいりたいと考えております。

○毛利委員　私も有害鳥獣関係でお聞きしますが、今改正の鳥獣保護管理法が施行されて、それぞれの自治体でもちょっと反応が違っているところがあるのですが、当町の場合は猟友会のほうとどのような話合いを行われているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

今毛利委員おっしゃられた9月1日から開始されております緊急銃猟の関係かと思っております。こちらについては、国であったり、道であったりの情報を収集しながら検

討をしております、猟友会にも加入しております地域おこし協力隊の方も実際現場の研修会に参加しております、それを猟友会の皆さんと共有するというので9月3日に猟友会の方と役場の担当と、その辺りの資料等を説明したり、意見交換をして今後より具体的な内容について詰めていければと考えております。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、34 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、35 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、36 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、37 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、38 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、39 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、40 ページ。

○加藤委員 私は、保健体育総務費の中のスポーツによる地域活性化推進事業についてお伺いしたいと思います。

この事業は、アウトドア推進協議会について今年度、令和6年度の活動内容と7年度の取組の状況についてまずお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

アウトドアネットワークのことであろうかと思いますが、令和6年度につきましては、こちら実績でいいますと6年度のアウトドアネットワークの事業でございますが、令和5年度まで町内のいろんな資源について研究や実証実験等を行ってきておりました、6年度は一般社団法人ということで活動しております。その中で、このアウトドアネットワーク事業につきましては町内のいろいろな散策ですとか果物狩り、あるいはモルック大会、星空観察、野菜収穫とランチとか、そういった事業を実施しているところでございます。昨年につきましては23事業、延べ304名の参加があったというふうに聞いております。

以上でございます。

○加藤委員 了解です。

この事業をやはり町内外の人たちも取り入れた活動を今後も必要とされているというふうに受けております。その中で将来的に要するに事業、目指す方向性、また計

画目標があればお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

今後の活動ということでございますが、令和6年度から総務省の事業を活用して地域活性化起業人制度を活用して人材を確保しているところでございます。この方に月半分ほど壮瞥町に在住していただいて、アウトドアネットワークの事務局的存在、あるいは経営のサポートなどをしております。制度の活用の期限が来るまでそういった制度を活用してアウトドアネットワークのほうに事業全体についてサポートしてもらえればなというふうに思っています。

今法人になってなかなか教育委員会のスポーツですとか、スポーツ振興との連携のほかにはこの地域活性化起業人制度を活用したものということで、そういった連携しなくなっている状況でございますが、今後も将来にわたっては町の観光振興ですとか、そちらのほうと連携しながら進んでいくのがいいのかなというふうには考えてございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、41 ページ。

○森議長 私、給与費の職員手当等の関係で、時間外勤務手当の関係でちょっとお聞きします。

先日書類を拝見したのですが、一部の職員に過重負担がかかっていないかということでございます。というのは、恒常的な業務の中で時間外が常に発生するというのであれば、これはその業務に偏りがあるのではないのだろうかということで、その辺適正配置の必要があるのではないのかなということでお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

時間外につきましては、主に年度末等の時期的なもの、あとは大きな事業があるときとか、あとその担当の方が異動された年などが主に増加傾向にあるのかなというふうに資料のほうでは見ております。ただ、ただいま議長がおっしゃったように業務の偏りのないように各課の中で事務の配分を考えていかなければならないと思っておりますので、それはもう各課のほうでそういう形で対応していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○森議長 時間外が発生する条件っていろいろな要件があるというのは、これは理解できるのですけれども、ただ書類を拝見した中で1つ疑問に感じた部分が長期に休暇していた方が業務に復帰したその後に時間外が増えているという実態があるのもあったように感じるわけでございます。ですから、その辺、我々その内容についてはとやかく言うつもりはないのですけれども、管理職の皆様におかれましては内容をきちんと精査した上でその辺の実態、もしくは偏りがないような業務量の配分というのは

お願いしたいと思うのですが、その辺についての考え方をお伺いいたします。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問につきましても、もともとのそれぞれの業務の進め方というのがありますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、そういう職員、あと通年通して時間外をやっているような職員も普通におりますので、そちらにつきましては本人との聞き取りとかを行いながら、課の中で業務分担の調整に努めて特定の職員に業務が偏らないように各管理職が進めていかなければならないなと思っております。そういうことです。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 42 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、一般会計歳入歳出決算全体について、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 これで一般会計終わりました、次に国民健康保険特別会計歳入歳出決算全体について、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算全体について、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、介護保険特別会計歳入歳出決算全体について、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、簡易水道事業会計歳入歳出決算について。最初に、決算報告書、収益的収入及び支出について、見開きの1ページです。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、資本的収入及び支出について、見開きの3ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、財務諸表、簡易水道事業会計損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表について、ありませんか。5ページから11ページまで。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、決算附属書類、簡易水道事業会計事業報告書及びキャッシュフロー計算書について、12ページから18ページまで。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、簡易水道事業会計収益費用明細書及び資本的収支明細書につい

て、19 ページから 23 ページまで。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、有形固定資産明細書及び企業債明細書について、25 ページから 30 ページまで。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、注意事項について、見開き 31 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、簡易水道事業会計全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、集落排水事業会計歳入歳出決算について。最初に、決算報告書、収益的収入及び支出について、見開きの 1 ページ目です。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、資本的収入及び支出について、見開き 3 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、財務諸表、集落排水事業会計損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表について、5 ページから 11 ページまで。ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、決算附属書類、集落排水事業会計事業報告書及びキャッシュフロー計算書について、12 ページから 18 ページまで。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、集落排水事業会計収益費用明細書及び資本的収支明細書について、19 ページから 23 ページまで。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、有形固定資産明細書及び企業債明細書について、25 ページから 34 ページまで。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、注意事項について、見開き 35 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、集落排水事業会計全体について、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 43 号 令和 6 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを採決

いたします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号 令和 6 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○佐藤委員長 これにて本特別委員会に付託された案件の審議は終了いたしました。

よって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 1 時 3 0 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員